

アイバンク友の会会則

昭和 56 年 11 月 2 日 制 定
昭和 59 年 11 月 1 日 一部 変更
平成 2 年 10 月 15 日 一部 変更
平成 9 年 10 月 23 日 一部 変更
平成 14 年 10 月 31 日 一部 変更

(名 称)

第1条 この会は、「アイバンク友の会」(以下この会) という。

(所在地)

第2条 この会の事務局を(公財)大阪アイバンク内におく。

(目 的)

第3条 この会は角膜移植手術を受けた者及び同手術を受けようとする者が相互に療養上の情報交換などによって、すみやかな社会復帰ができることを願うとともに、アイバンク運動を推進し、視力障害に苦しむ人びとに光明を与える事業に協力することを目的とする。

(事 業)

第4条 この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

1. 献眼者ご遺族への感謝
2. 専門医による指導、診察、講演
3. 会員相互の情報交換
4. 機関紙の発行
5. アイバンク運動の推進
6. その他必要な事項

(会 員)

第5条 会員は、次の者をもって構成する。

1. 角膜移植手術を受けた者
2. 今後同手術を受けようとする者
3. この会の趣旨に賛同し、入会を希望する者

4. その他

(賛助会員)

第6条 賛助会員は、この会の趣旨に賛同するものであつて、別に定める賛助会費を負担するものとする。

(資格の喪失)

第7条 会員は次の事由によって資格を喪失する。

1. 退会（死亡を含む）のとき
2. 会費の滞納が3年連続して、かつ役員会の承認を得た場合

(財政)

第8条 この会の資産は、次により構成する。

1. 会費（別表による）
2. 寄附金
3. 各種団体からの補助金
4. その他収入

第9条 この会の資産は会長が管理する。

2. 資産のうち現金は郵便官署もしくは銀行に預け入れなければならない。

第10条 この会の收支予算は、年度開始前に役員会の審議を経た上、会員総会の承認を得て決定する。

収支決算は年度終了後すみやかに役員会の認定に付し、会員総会の承認を得なければならない。

第11条 この会の会計年度は毎年9月1日に始まり、翌年8月31日に終る。

(役員会)

第12条 この会に次の役員をおく。

会長 1名

副会長 2名

理事 20名以内（会長、副会長を含む）

監事 2名

- 第13条 会長はこの会を代表し、業務を統轄する。
2. 副会長は、会長を補佐し会長事故あるときはこれを代行する。
 3. 役員は、役員会を組織し、会の業務を決定し、これを遂行する。
 4. 監事は、業務及び会計を監査し総会に報告する。
 5. 役員の任期は3年とし、再選を妨げない。
- 第14条 この会に顧問をおくことができる。
2. 顧問は役員会の同意を得て会長が委嘱する。
 3. 顧問はこの会の運営について諮詢に応ずる。
- 第15条 この会の事務を遂行するため事務局長及び必要な職員をおく。
2. 事務局長は理事とする。
- (会員総会)
- 第16条 会員総会は、この会の最高意思決定機関とし、これを通常総会と臨時総会にわける。
2. 総会の議長は出席会員より選出する
 3. 通常総会は、毎年1回大阪アイバンク追悼法要当日に開催する。
 4. 臨時総会は次の事項に該当したとき開催する。
 - (1) 会長が必要と認め、これを役員会が了承したとき。
 - (2) 会員の5分の1以上の要求があったとき。
 5. 総会は、会員の過半数の出席（委任状を含む）を得て成立し議事は出席者の過半数でこれを決定し、可否同数のときは議長が決定する。
 6. 総会は、役員会から提案された事項のほか、会員よりの提案について役員が必要と認めた事項について審議する。

7. 総会に於いて議決した事項は会員に通知する。

(役員会)

第 17 条 役員会は必要に応じて、会長が召集し自ら議長となる。

2. 役員会は次の事項を審議し、これを総会に提案する。

- (1) 事業計画
- (2) 事業報告
- (3) 役員の任免
- (4) 諸規程の制定、改廃
- (5) その他必要な事項

3. 会議は過半数の出席を得て開催し、議事は出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長が決定する。

(議事録)

第 18 条 すべて会議には、議事録を作成しなければならない。

附 則

この会則は、昭和 56 年 11 月 2 日から適用する。

(2) 昭和 56 年度の会計は、第 10 条の規程に拘わらず昭和 56 年 11 月 2 日から始まるものとする。

(3) 賛助会費は、1 口、年額 3,000 円とする。

(昭和 59 年 11 月 1 日から施行)

別 表

アイバンク友の会々費の納入について

- 1. 会費は年額 10,000 円とし、一括で 12 月末までに納入すること。
- 2. 納入は、郵便局の振替用紙（番号 00950-1-90268）を利用すること。